

第4回 選挙区及び定数に関する在り方調査会 会議録

日 時：令和2年1月30日（木）14時00分～16時00分

場 所：都道府県会館4階407会議室（東京都千代田区平河町2-6-3）

出席委員：（7名）金井利之座長、磯崎初仁委員、岩崎美紀子委員、大橋正春委員、
加藤一彦委員、高橋秀禎委員、原田大樹委員

出席者：中嶋年規議長、北川裕之副議長

（事務局）湯浅真子事務局長、畑中一宝次長、枡屋武企画法務課長、
袖岡静馬政策法務監、長谷川智史主任、川合将之主任

傍聴者：15名

金井座長

それでは定刻になりましたので、第4回の調査会を開始したいと思います。

本日は、谷口委員が欠席との報告を受けております。

風邪のため、あまり大きな声を出せないのでお許してください。

それでは始めに、配付資料の確認について事務局からお願いします。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局の袖岡でございます。お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、事項書と配席図を付けたホチキス止めのもので1種類、それから、資料1として現地調査の概要、資料2として中間取りまとめの骨子、参考資料1としてA3の2枚もの、参考資料2として前回の会議録となっています。以上です。

金井座長

資料についてよろしいですか。

それでは、最初に、事項書の1、第2回現地調査の報告についてであります。現地調査に参加された委員の皆さまにおかれましては、本当にたいへんお疲れ様でございました。現地調査は、実は2日前の28日に実施したばかりですので、詳細な報告書は次回の調査会に提出いただくこととし、取り急ぎその概要について委員間で共有するため資料を作成しているということなので、事務局からまず説明をさせたいと思います。

事務局（袖岡政策法務監）

資料1をご覧いただきたいと思います。2ページをご覧ください。まず、調査年月日は

令和2年1月28日でございます。参加いただいたのは、磯崎委員、大橋委員、加藤委員の3名でございます。

3ページをご覧ください。行程ですが、まず、県の四日市庁舎において、北勢地域における県の業務や施設等について調査を行いました。次に、四日市市役所において、人口減少時代における四日市市の課題やそれに対する取組等について調査を行いました。四日市市は、三重県の中で一番人口の多い都市ということでございます。最後に、桑名市議会において、人口減少時代における桑名市の課題や取組等について調査を行いました。桑名市は、三重県の北端近くに位置する市でございます。

4ページをご覧ください。調査の要旨でございます。まず、県の四日市庁舎のほうで、3つの事務所から聴取を行っております。

まず、四日市地域防災総合事務所でございますが、主に、四日市市、三重郡の1市3町を所管しております、この地域というのは県内で最も人口が集中している地域であって、年少人口や生産年齢人口が相対的に多く、高齢人口が相対的に少ないということです。また、石油化学コンビナートを中心とした産業活動が盛んで、管内の市町の財政力指数も高いという地域でございます。次に、北勢地域の市町の人口減少対策としましては、都市としての魅力向上を図って、よその地域から人を呼んでこようというふうな考え方が多いということでございます。この地域防災総合事務所といいますのは、庁舎の管理などの総務部門の事務、それから地域づくりや防災、選挙管理等を所管している事務所でございます。地域づくりとしまして、県と市町の地域づくり連携・協働協議会の枠組みの中で地域会議というのを設けていて、各市町の担当者を構成員とする会議体で、災害時の広域連携や、公共交通といった課題について検討を行っているということでございます。最後、防災・減災対策としては、災害対策の地方部の体制の整備でありますとか、市町との連携による地域防災体制の充実等に取り組んでいるということでございます。

次に、5ページをご覧ください。四日市農林事務所の説明ですが、2つ目のポツで、農業の状況については、兼業農家の割合が約8割と高く、高齢化も進んでいる。管内の農業は、東側が海に近いほうになりますが、水田における水稻等の生産や、施設園芸、畜産が行われ、西側の丘陵地帯ではお茶や花きの産地が形成されているということです。特にお茶につきましては、伊勢茶の主要な産地となっています。一方、鈴鹿山麓の中山間地域では、耕作放棄地の増加や鳥獣被害が問題となっているということです。1つ飛ばしまして、森林・林業の現状では、管内の森林率は36%で、95%が民有林という状況。員弁川・三滝川流域の森林は人口林率が低く、総じて零細規模である。一方で、鈴鹿川流域は、人口林率が62%と高く、森林資源が成熟しつつあるという状況です。

次に、6ページをご覧ください。四日市建設事務所の関係ですが、管内については、面

積的には県土の約6%で、割合としては小さいですが、県内随一の人口密集地である。国際拠点港湾に指定されている四日市港や、石油化学工業を中心に発展してきたコンビナート地帯となっていて、三重県の産業、経済活動の中心ということです。河川としては6河川、海岸としては9地区を管轄している。道路については、管内に高速道路が2本通っており、国道としまして、国道1号線、23号線が通っております。四日市のほうは、特に国道の関係で、渋滞が激しいということがございまして、その道路網整備への要望が非常に強いという状況があるということでした。次に、管内の四日市市と菰野町については、ほぼ全域が都市計画区域となっているということです。予算規模としては、令和元年度当初で43億円ということで、現在も道路網整備への要望が強い。それから、川越町のほうは、堤防整備の要望が強いということで、そこに力を入れているということでございました。7ページは写真でございます。

続きまして、8ページをご覧ください。四日市市役所で市の職員の方から聴取をさせていただいております。説明の要旨ですが、四日市市の人口が約31万ということで、平成20年から減少傾向にはあったということですが、去年は微増ということで、ほぼ人口を維持できている。特徴としましては、社会増が特徴的で、特に外国人が増えているということです。都市開発の特徴としましては、海のほうにコンビナートの関係施設がございまして、そうした公害の発生源から人々を離していこうということで、山側の方、西部の郊外に住宅団地がつくられていて、市街地が薄く広がって形成されてきたということがあるということです。そのために各種問題として、施設の維持管理費の増大や空き地・空き家の発生、公共交通の維持、中心市街地の衰退といった課題があるということでございます。次のポツですが、製造品出荷額が全国10位前後の産業都市であるということで、そういう面での課題として、人手不足、外国人の増加、道路網の激しい渋滞などが挙げられるということです。特に外国人の支援については、市町をまたぐということもあるということです。次のポツですが、人口面の課題としては、地価が周辺と比べて高いということになって、特に30代前後の子育て世代が流出する傾向にあるということが課題ということでした。そういうことを受けて、四日市の総合計画でいろいろと課題に対して取組をしているという説明がございました。9ページの5つ目のポツですが、四日市市は中核市へ移行するということを考えているということで、すでに平成20年には保健所政令市となっているのですが、今はまだ中核市への移行には至っていない。近いうちには移行していきたいということでございました。

11ページをご覧ください。桑名市議会の調査の状況です。桑名市議会においては、桑名市議会の議長さまと副議長さまにご対応いただきました。議長さまは三重県市議会議長会の会長も務められていらっしゃいます。説明の要旨です。まず、人口減少が深刻な県南部

と比べて、特に北部の都市というのは、現状としては人口が多く、それが徐々に減っていくという中で、市民の間でなかなか危機感がないということで、それが課題だということでございます。それから、桑名市では自治会よりも大きな単位で「まちづくり協議会」を作って、地域コミュニティの維持・拡大を図ろうとしているということですが、なかなか地域の方に理解されず、動いていただけないという状況だということでございます。市としては、財政面での対応として、公共施設の面積を減らしていくとか、AIやICTの活用、スマート自治体を目指していくということ、組織の縮減ということも課題としてはあるということです。あと、外国人の問題も多くなっているということです。議会としての取組として、一番下のポツですが、各議員がそれぞれの地域で市民の声を聞いたり、質問を行うということで、個人や会派としての対応が基本となっているということでございました。説明は以上でございます。

金井座長

ありがとうございました。それでは、参加された委員の方からご感想等があればと思いますが、いかがでしょうか。

磯崎委員

簡単にしたいと思います。3か所ともたいへん丁寧に、事前に資料を作っていたり、丁寧に対応していただいたと思います。ただ、時間がどうしても不十分で、各箇所1時間ですので、最初の30分お話を聞いて、残り20分か30分ぐらいが質疑ということでした。そのため、細かいところまで尽くせてはいない部分が残っているとは思いますが、しかし、半日しかスケジュールがお互いに取れませんでしたので、3か所行くとすれば、やむを得ないスケジュールだったと思います。そういう時間の限界がありました。

個人的な感想として、2点ございます。1つは、やはり南部地域に比べて、北部地域は、県の補完あるいは支援の役割、これが求められる緊急性や必要性というのは低いのかなと思いましたが、もちろんいろんなことについて県がやれば、それだけ住民サービスが充実するという面はあると思いますが、緊急度からいうと、やはり南部に比べて低いのではないかという気がしました。例えば、四日市市では、国や県に求めたいこととして、国道1号線の改修ということでしたが、これはもともと国と県が管理している部分ですから、それをきちんと改修してほしいという、国や県の役割をしっかりと果たしてほしいという要望です。ですから、市の行政事務を助けてほしいという趣旨とは違うと思うのです。また、廃棄物の不適正処理の対応をしっかりとしてから、中核市として移行したいということでした。県がやっている時代の問題点については、県でけりをつけてほしいということで、こ

れも元々広域自治体として県が対応すべきことであろうと思います。桑名においても、防災面からしっかりとしたハード整備をしてほしいということでした。これも県の広域的な役割といえますので、それぞれの市を助けてほしいという感じではなかったかと思います。そういったことで、広域自治体としての役割はもちろんあって、それはむしろ人口も多いので様々な投資も必要だと思うのですが、北部地域では、市町村に対する補完・支援ということであると、緊急性が低いのかなと思いました。

2点目は、南部では、やはり人口減少、産業の空洞化、公共交通機関の未整備やそれが脆弱になっていること、こういう問題がほぼ共通していたように思うのですが、北部では非常に行政課題が多様であるという気がいたしました。四日市では、周辺自治体に子育て世代が流出しているという課題を抱えておりました。また、流出していく先の川越町だったと思いますが、財政力指数が1.34あります。実は、四日市も1.06ということで、そういう意味では、実は四日市だけではなくて、他の地域で割と財政力の強い自治体もあります。また、桑名は財政力指数が0.85ということでしたが、コミュニティ行政が問題になっているという話もありました。北部では様々な状況が自治体によって違い、課題も違うというのを感じました。雑ぱくですが、以上の2点申し上げたいと思います。

金井座長

ありがとうございました。大橋委員と加藤委員からもお願いいたします。

大橋委員

地域防災総合事務所というのがあるわけですが、実は、これは南部地域における地域活性化局と同じ仕事をやっているということでした。こういう名称も含めて、県としての問題意識の捉え方というのが少し違ってきて、そのことが南部と北部の県に対する態度というか、印象が違っているのかなと思います。

南部の方はどうしても県に依存しないといけないことが強くて、逆に県にいろんなことをやらしてもらっているという、割と不満感というのが少なかったような気がします。北部の方では、いろんな問題があるけれど、財政上の関係でなかなか予算などが回ってこないことがあるのではないかといいところもあったようです。これは、それぞれの地域の財政的な問題が絡んで、財政的に強いところは自分のところでやればいいじゃないかということもあると思います。財政的なところで若干不足しているところは、やはり県に期待するところはあるけれど、県の財政の配分の中でどうしてもその部分が遅れているのではないかという、そういう感じを受けました。

人口に関しては、四日市からは若い世代が近くに出ていく。逆に桑名は、名古屋で働い

ている人たちのベッドタウン化しているということでした。ただ、一定の地域間で人口移動があるということで、全体の人口を増やすという問題にはなっていないというところはあって、それはどこでも問題になっているのかなと思いました。

加藤委員

大体お二人の委員の方々と同じ印象なのですが、やはり北部地域は、県南部とは県に対する見方が異なっていたと思います。北部地域、とりわけ桑名市のほうで言われた指摘なのですが、県の支援が南部に傾いているということで、自分たちはおろそかにされているような気がするという指摘がありました。要望事項を何度も県に言っても、改善が進まないということでありました。

もう1つは、四日市の問題になるのですが、そのうち大きい問題になるだろうと思うことがあります。つまり、外国人が増えることによって人口が若干増えているということで、おそらくこの傾向は今後ますます強まり、外国人労働者及びその家族の定住が進んでくると思います。ですので、家族の支援等々が1つの基礎的自治体では多分できないであろうと見ており、これは県全体で取り組まないといけない問題だろうと思います。結局何が大きな問題になるのかというと、県南部の第一次産業に、おそらくは外国人労働者が従事できなくなってしまうのではないかとということです。つまり、支援がないのであるならば、第一次産業への従事がかなり困難になるのではないかとすることにあらためて気がつきました。現在のところは工場労働者という位置付けみたいですが、そうではない話なので、これは県全体で外国人労働者及び家族に対する支援策、こと外国人のファミリーについては、高校進学が夢になっているという現状があります。これは夢ではなくて、私たちからすると高校進学というのは通常のことなのですから、外国人定住の課題は、やはり真面目に取り上げなければならないテーマだなと思いました。

金井座長

お忙しい中、現地調査ありがとうございました。他の委員の方、何か質問や感想などございますか。よろしいですか。もしあれば、後でもまた議論の中で反映することもできるかと思います。

それでは、事項書の2の調査であります。中間取りまとめの骨子について、ご協議をいただければと思います。事務局からまず資料の説明をお願いいたします。

事務局（袖岡政策法務監）

お手元に資料2と参考資料1と2をお配りしていますが、参考資料1は、これは前回と

前々回ご議論いただいた内容を整理させていただいたものです。前回お配りした資料と同じ構成にさせてもらっておりまして、A3の1枚目については、この中間取りまとめに関係するようなご意見を、それから2枚目には、後半でご議論いただきます県議会の議員定数などに関するご意見というのを載せています。前回よりもボリュームが増えた関係で2枚に渡っています。参考資料2は議事録ですので、またご覧いただければと思います。

資料2についてご説明します。これまでのご議論も踏まえて、中間取りまとめの骨子として作成しました。本日はこれについて論点の追加等も含めてご議論いただき、それを踏まえて、次回の会議で中間取りまとめの案をお示ししたいと考えているところです。

それでは、資料2の1ページをご覧ください。「1 はじめに」としまして、「(1) 調査会の設置経緯・役割・検討経過等」、それから「(2) 中間取りまとめの構成」について記載をしています。(1)について、簡単にご説明します。1つ目が、議会基本条例に基づく調査機関として設置されていること。2つ目が、三重県議会における選挙区及び定数の議論に資するため、専門的・学術的な観点から、人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割を示したうえで、一票の格差や地域間の均衡等留意すべき論点について調査をする役割を担っているということ。3つ目が、2点について諮問されているということ。4つ目は、その諮問を受け、令和2年2月を目途に、「人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割」に関する中間取りまとめを行うということ、それから、同年8月を目途に、それを踏まえた「三重県議会の議員の定数及び選挙区の在り方」に関する最終報告を行うことを決定いただいたということ。5つ目は、これまでの調査会として今日で4回目、それから現地調査を2回したということです。

次に、(2)ですが、1つ目は、「人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割」について諮問されていることを踏まえ、はじめに人口減少の現状と課題等を整理して、そのうえで、それらの課題等を踏まえた県議会の在り方や果たすべき役割について検討を行うとしております。2つ目のなお書きですが、地方創生については、人口減少等への対応として行われる政策の一つであり、社会状況の変化として発生する事象ではないことから、調査会においては、より一般的に「人口減少時代における県議会の在り方や果たすべき役割」として中間取りまとめを作成するとしております。

続きまして、2ページをご覧ください。「2 人口減少の現状と課題等」として、まず「(1) 県議会を取り巻く状況」について記載し、それを受けて、次のページで「(2) 県議会の在り方や果たすべき役割との関わり」と整理しています。2ページに戻っていただきまして、県議会を取り巻く状況でございます。1回目の会議などでご説明した内容について、ポイントを絞って書かせてもらっています。1点目については、まず全国の状況として、2008年をピークに人口が減少に転じている。2つ目については、三重県においても

2007年をピークに減少している。3つ目については、三重県の2015年の人口を100とした場合に、2045年には2割程減少し、78.8という指数になるということです。地域別に見ますと、北部が82.5、南部が61.8ということで、特に南部地域において急速に人口減少が進むことが見込まれているということです。4つ目は、全国的な話でございますが、人口減少が進行することにより、子育て・教育、医療・介護、インフラ、産業など、あらゆる分野において従来の社会のモデルが通用しないことが想定されるということです。3ページをご覧ください。それを受けて、県議会の在り方や果たすべき役割との関わりということで、まず1つ目ですが、人口減少社会における県議会の在り方や果たすべき役割を考える際の視点としては、次のことが考えられるということです。1つ目として、人口の地域間格差の拡大によって、一般的には人口の少ない地域の議員数が減るなど、一部の地域において代表機能が弱くなるということにつながる可能性があること。2つ目として、広域自治体としての役割が変化、これは垂直補完・水平補完の場合があると思いますが、それにより、議会の役割も変化し、それが議会の代表性の在り方に影響する可能性があること。また、市町村の人口規模の違い、政令指定都市や中核市ということにより、広域自治体としての役割の違いが発生し、それが議会の代表制の在り方にも影響する可能性があるということが考えられるということです。それを受け、2つ目ですが、県議会の在り方や果たすべき役割として、次の視点から検討していくということで、1つ目が「地域代表」としての役割について、2つ目が代表性についてということです。3つ目は留意点という形ですが、県議会は県の政策を決定する機関であることから、県議会の制度、選挙制度などの選択があらかじめ県政の方向性を決めてしまうような、暗黙・潜在的な特定の政策指向性を有することのないように留意する必要があるということです。

次に4ページをご覧ください。「3県議会の在り方や果たすべき役割」として、「(1)「地域代表」としての役割について」、「(2) 代表性について」、「(3) 最終報告に向けた整理」としてあります。

まず、4ページの「(1)「地域代表」としての役割について」です。法的側面としては、法的には、地方議会議員が「地域代表」であるということは明示的には規定されていない。他方で、「地域代表」ではないということも明示的には規定されていないというふうな状況です。これは憲法15条の関係など諸々の関係になるかと思えます。それから、制度面では、都道府県議会議員選挙においては選挙区制が採用されており、選挙区内の有権者の支持により当選するということから、県議会議員は地域代表としての性格を有することにつながるということではないかということです。他方で、それは有権者の意識として、「地域代表」として支持しているかどうかによって左右されるものであり、制度として「地域代表」としての性格を予定しているとはまでは言えないのではないかと思います。

また、国会議員も選挙区制を採用していますが、憲法において、国会議員の場合は「全国民を代表する」という規定があることから、選挙区制と「地域代表」としての性格を有することというのはつながらないのではないかとということもございました。それから、実態面として、県政は空間に対しても機能はするが、人が人を代表するのであって、空間という意味での地域を人間が代表することはできないということで、「地域代表」とは、地域住民という人間集団を人である議員が代表するという整理ではないのかということです。また、選挙区という一定の地域内における住民に選出されていることから、当該地域の住民の声をきめ細かく吸い上げ、県議会における審議に反映させるという意味はあると考えるということです。

続きまして、5ページの「(2) 代表性について」です。1つ目、都道府県議会議員の選挙区は、これは公選法で決まっていますが、市の区域・隣接する町村の区域の単位を原則としており、また選挙区において選挙すべき議員の数は人口比例を原則としています。2つ目は、政治的・行政的・社会的・経済的・文化的な実態を踏まえるということで、それぞれの実態について、まず政治的な実態としては、地域的な利害・関心の県政への反映ルートとしては、地元選出の県議会議員を通じたもののほか、例えば執行部などを通じたものがある。かっこ書きは、実態とは少し違うのですが、県議会議員の側ではどのような利害・関心を代弁していると考えているのかということところです。行政的な実態としては、県政は、郡部あるいは地方圏市町に対してを中心に展開をしているのではないのか。それは、政令指定都市を抱える場合に顕著となるが、三重県においても、職員配置や公共工事の予算規模から見ると、人口相対的には、都市部に対する施策よりも南部地域に対する施策の方が大きいといえるのではないのか。そのような場合に、選出区域によって県議会議員の役割の大きさも変わるものなのかということ。次に、社会的実態です。人口比例原則によると、南部地域の大幅な人口減少が予想される中では、一般的には当該地域の議員定数が減少する。また、高齢化の進展に伴うシルバーデモクラシーの課題も生じる。将来の人口動向も踏まえて、人口比例原則という制度を考える必要があるのではないのか。また、ジェンダー、年齢階層、世帯構成など社会的に異なる実態もあるということ。次に、経済的実態としては、所得階層、職種、職業、業界、正規・非正規など、経済的に異なる実態がある。文化的実態としては、地域と密接に関わるが、出身地、成育環境、方言、学歴などを背景として、文化的に異なる実態もある。次の6ページですが、そもそも、代表とは何か。県議会議員は「全体の奉仕者」であるから、特定の利害・関心の代弁をしてよいのか。地域・選挙区の代表ではなくて、全県民・全県の代表ではないのか。さらにいえば、三重県民全体だけではなく、全国民のことを考えなければならないのではないのか。次に、合議機関としての議会は、地域の利害・関心を代表する集まりというだけでなく、より多

元的な代表の集まりとして考える必要があると考えられる。例えば、「地域」という軸だけでなく、「ジェンダー」・「年代」・「職業」といった多元的な軸が考えられる。地域に限らず、すべての軸に偏ってはいけないのではないか。代表とは、特定地域、特定ジェンダー、特定年代、特定職業の代弁者であってはいけないのではないか。そのためにはどうしたらよいか。最後に、利害関係の軸が実態として存在することを踏まえて議論しないと、偏りの存在感が明示化されず、隠然とした偏りが生じるおそれがある。軸を直視した上で、それを乗り越える制度でなければならないのではないかと、しております。

次に、7ページ「(3) 最終報告に向けた整理」です。1つ目が、選挙区という一定の地域内の住民に選出されている実態から、地域の住民の声を県議会の審議に反映させるという意味はあるものの、地域の利害の代弁者としての「地域代表」ではないのではないかと。2つ目が、「地域代表」という発想に立つ限り、県議会議員全員が地域利害を反映しようとするれば、結果的には、人口の多い地域に偏った政策決定が、制度的に予定されるおそれがある。3つ目は、今後、「三重県議会議員の定数及び選挙区の在り方」を検討するに当たり、どのように多元的な利害・関心をバランスよく反映した代表を選出することができるのかといった観点から、検討を行うこととする。4つ目は、人口減少によって一人ひとりの多様性や個性が大事になってくるのではないかと。その意味では、数量的統計的代表だけではなく、個人の意見の反映という観点も大事になるのではないかと。5つ目が、「三重県議会議員の定数及び選挙区の在り方」の検討に当たっては、公職選挙法を中心に、選挙制度に関する考察を加えることとし、選挙制度の改正の趣旨や公選法15条7項、15条8項ただし書き等について考察していくということです。6つ目は、多元的な利害・関心の反映状況について、実態調査を踏まえて検討してはどうか。最後、地域の利害を含めた多元的な利害・関心をバランスよく反映するために、議会運営の在り方や議会以外での代替的な代表の手法はあるか。ただし、そのような代替措置は、県議会の決定で廃止されない保障が必要であろうということです。

次に、8ページ「4 おわりに」ですが、1つ目として、県議会を取り巻く課題としては、人口減少だけではないということ。2つ目として、それ以外に、地域間の不均衡や少子・高齢化、ジェンダー、外国人、業種に係る問題などの様々な観点で考えられ、課題の設定によって、県議会の在り方等の検討に影響する可能性もあるということ。3つ目として、中間取りまとめは、「人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割」について諮問されていることを踏まえて、人口の地域間格差の拡大に焦点を当てながら、それに留まらずに幅広い調査を行ったものである。4つ目として、今後、中間取りまとめについてさらに検討しつつ、それを踏まえながら、「三重県議会の議員の定数及び選挙区の在り方」について、調査を行うものであるということです。

また、中間取りまとめをまとめていただいた後の話ですが、最終取りまとめでは、この項目で言いますと、3と4の間に1項目を付け加えるような形にしまして、そこに県議会議員の定数や選挙区の在り方についてのことを記載、追加するというを考えています。

また、前回の会議の中で質問いただいたことについて、お答えします。県議会を議事堂で開くことについて、法的な縛りがあるかというお尋ねをいただきました。調べましたところ、三重県の実務といたしましては、地方自治法に基づき知事が告示をしており、その告示において期日と場所を指定して招集をしている中で、場所を三重県議会議事堂という形で指定をしています。ただ、その招集場所を議事堂にしなければならないということを法的に縛っているという根拠につきましては、調べた上では見当たりませんでした。また、三重県議会の運用としましては、本会議自体は議事堂で開催をしていますけれども、特別委員会につきましては、過去には地域で開催をしたという例もございました。

金井座長

ただいまの説明のとおり、これまでの議論を踏まえて中間取りまとめの骨子を作成していますので、この骨子を基に中間取りまとめの作成に向けてご協議いただければと思います。本日いろいろとご意見をいただければ、それを踏まえて、次回の調査会で中間取りまとめ案というのをお示ししたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

協議の進め方ですが、どこからでもという手もありますが、骨子は大きく1から4までに分かれていますので、まずは項目ごとに順次ご協議いただければと思いますが、よろしいですか。後で思いついたことがあれば、逆戻りしても構いませんので、そこは柔軟に議論していければと思います。

また、先ほどの補足で、県議会の議事堂でやらないといけない法的縛りはないという回答でした。県議会の在り方として議会運営の仕方も含めて調査するというのであれば、そういうことも話題になるかもしれません。

それでは、まず「1はじめに」について、何かございますか。

磯崎委員

今後の進め方ですが、次回もう一度この中間取りまとめが整理されて出てくるということでしょうか。そうであれば少し安心なのですが、この内容だけだと、論点整理、実は悪く言うと論点整理にもなっていないもの、つまり、それぞれの発言を関連すると思われるものにまとめただけのものという感じがします。もし中間取りまとめということが難しければ、むしろ率直に論点整理とした方がいいように思います。逆に、中間取りまとめということであれば、今日の審議も含め、次回までに相当ブラッシュアップしないといけない

のではないかというのが全体の印象です。

もう1つ、最終的には6月に最終報告をまとめるのでしたか。そのスケジュール感考えますと、方向性を見い出していかないといけないかなと思います。

事務局（袖岡政策法務監）

最終報告は8月でございます。

磯崎委員

8月だそうですが、できるだけ先に進めないといけないかなと思います。個別の意見はまた該当箇所で申し上げますが、スケジュール感も考えると、この内容だとまだ立ち止まっている感じがあって、方向性を示せていないのではないかと思います。事務局だけの責任ではないとは思いますが、申し上げました。

金井座長

もう少し方向性を絞ったほうがいいのではないかと思います。

高橋委員

(2)の地方創生についてのなお書きの部分ですが、地方創生については政策の一つだから、中間取りまとめには入れないという趣旨なのでしょうか。最終的な報告の中には入れていくということなのか、それとも政策の一つであるので全く取り上げないということであるのか。どういうご趣旨なのか確認させてください。

金井座長

これについて事務局からございますか。

事務局（袖岡政策法務監）

県議会を取り巻く状況として、いろんな個別の政策に伴って何か議会が影響を受けるというよりは、そうではなくて、時代全体の風潮というか潮流というところに影響を受けるという意味で、ここでは人口減少というものの中で、どんな影響を受けるのかというところを整理させていただいたものと考えています。

地方創生があるから、そういう取組をするから、議会が何かをしなければならないというのは、少し議論が小さくなるというか、限定的になるのではないかと思います。このような記載をさせていただいたところです。

高橋委員

そうしますと、諮問事項として「人口減少・地方創生時代における」と書かれている中で、諮問に対する回答不足にはならないのかということが少し気になるころではあります。そういうことではないということでしょうか。

金井座長

事務局がお答えしたとおり、回答不足ではなくて、「人口減少・地方創生時代」という諮問の心は、という意味で、地方創生は少子化や地方消滅などいろんなことも含むのでしようが、より大きな形で人口減少と地方創生というのはつながるということです。三重県議会の将来を考えると、人口減少という形にしたほうが、調査会の答申としても、さらに議会の在り方の考え方としても、より射程を広く議論できるのではないかとことです。諮問に答えていないというよりは、諮問の心を取って、より広く長く検討したいという、そういう趣旨ではないかと思えます。

高橋委員

分かりました。そうだとすると、あえて書かなくてもいいような気がします。

大橋委員

何らかの説明は必要ですね。地方創生時代ということ自体がよく分からないということではありますが、つまり、人口減少や都市集中をどうするかということ課題として取り上げて、それに対して一定の施策を出しているということ、それを含めて地方創生時代と呼んでいるのだとすれば、少しずれているところがあるわけですね。諮問がずれているのではないかとことなのではと思いますが、そのところは少し説明したほうがよいのではないのでしょうか。同じこととするのは、ちょっと切り捨てすぎではないかなと思えます。

高橋委員

座長のご趣旨は分かりました。できれば、そういう旨を書きいただければと思います。

金井座長

これはあくまでも骨子ということなので、そういうふうに少し説明をしていきたいなと思えます。次回に向けて、書き加えていく必要があるかと思えます。

岩崎委員

骨子は3本柱で、「1はじめに」「2人口減少の現状と課題等」「3県議会の在り方や果たすべき役割」となっていますが、2の(2)で、「県議会の在り方や果たすべき役割との関わり」とあって、3の「県議会の在り方や果たすべき役割」と重なっている感じがします。

「2人口減少の現状と課題」の「(1) 県議会を取り巻く状況」は、県議会ではなくて、県の状況ではないでしょうか。日本全体として人口減少の中で、三重県ではこういう人口減少の実態がありますということで、県の現状をここで書いている。そういうファクトをここで示した上で、2の(2)を県議会の課題として、そこで課題を示すことで、「3県議会の在り方や果たすべき役割」につながるのかなという気がします。

金井座長

大きな2の話に移っています。おっしゃるとおり、確かに2(2)と3がほぼ同じ題名になっているというのは重なり感がありますね。

2では、(1)で県を取り巻く状況を明確にしたうえで、(2)でその時に県議会の在り方というのは影響される可能性があるということを書いています。一方で、3は、人口減少と関係なく地域代表の問題はあって、人口減少する社会であろうとなかろうと地域代表というものは今までも一般的に議論になってきたことです。

人口減少における地域代表の問題と、そもそもの地域代表一般の議論との順序が逆なのか、一般論が先の方がいいのか、特殊条件が先の方がいいのかということでしょう。今は、特殊条件を先に出したうえで、一般論に戻っているところもありますので、流れ的に、書きぶりが難しいというところもあります。

簡単に言うと、人口減少、地域間の不均等な人口減少が議会の役割や代表性にどう影響するのかということと、いわゆる一般論としての代表の話というものがある。しかも、その代表に関しては、地域の話だけではないというのがこの調査会でずっと議論になってきた話で、この問題をどう考えていくのかというのは非常に大きな話ですので、このような形になっていると思います。何か章立てとして良いアイデアがあれば、お願いします。

磯崎委員

私も岩崎委員と同じような違和感を持っています。具体的にどうするかですが、大きな2(2)は、人口減少時代における県の役割としてはどうでしょうか。議会は県の機関の1つですので、あくまで県の役割というところから県議会の役割も出てくると考えると、県の役割として書いてはどうでしょうか。従って、2の(1)と(2)は少し改編が必要

だと思えます。

地方自治法上、県の役割として、広域、連絡調整、補完と3つの機能があり、そのうち焦点になるのが何なのか。私は補完機能かなと思うのですが、県の役割として、実定法に基づく整理をしていただくと良いのではないかと。人口減少時代に補完という役割はどうなるのか。垂直補完の話とつながりますけれども、そういう内容も含めるには、2の(2)を県の役割としてはどうかと思えます。

次に3は、「県議会の在り方や果たすべき役割」ですが、いきなり代表性の話になっていますので、3の(1)としては、「県議会の在り方や果たすべき役割」としていただいて、その後に(2)、(3)として、代表の問題、選挙制度の問題というふうに移ってはどうかと思えます。その内容は、実は2の(2)に比較的書いてあると思えますが、その部分は、むしろ3に統合した方がいいのではないかと思えます。

そして、県議会の役割としてよく教科書的に言われるのは、代表機能、行政監視機能、政策形成機能ということです。それを鵜呑みにする必要はないとは思いますが、そういう区分も参考にして、今後はどういう機能が大事なのか、政策形成機能として地域振興の政策を県議会が担っていくのか。また、代表機能という点で、今の選挙制度の問題があるというような切り込み方もできると思えますので、議会についても教科書的な理解をベースにしなが、課題設定するといいいのではないかと思えます。

金井座長

2を県の役割にして、人口減少時代における県の役割ということで、特に補完機能が出るのではないかとということですね。

私も、低密度化するということがたぶん大きな問題になってくるのではないかと。例えば、県の二次医療圏における病床数の需給調整の場合に、密度が下がって来るときの問題と密度が高いときの問題というのはかなり違うということがあります。厚生労働省の方針にやや反して、たしか三重県は二次医療圏を分割していたと聞いたことがあります。まさに、密度が下がって距離が遠くなったときに、数だけあわせて二次医療圏を大きくすればいいという厚生労働省の方針に対して、それでは現実的ではないという判断を三重県はされたのではないかなと思っていて、いろいろな意味を持っているかと思えます。

ただ、我々は県議会の下にある機関なのですが、県の役割についていろいろ書くことができるのかという問題があります。しかし、県の役割なくして議会の役割はないという以上、前提条件として考えざるを得ないということはあるかと思えます。そうすると、本当は議会の役割を考えると、執行部の役割といえますか、首長との関係も本当は論ぜざるを

得ないということにはなるとは思うのです。どこまで踏み込めるか分かりませんが、議会議事務局や議会の方が言いにくいことを我々が言うということも仕事かもしれませんので、2で、県の役割について触れていくというのは一つの方向かなと思います。

加藤委員

骨子案の中身ではないのですが、2ページに2015年から2045年までの人口減少というのが書いてありますが、もし何もしなかったら一票の格差はどうなるのかと、シミュレーションして出せませんか。要は、今のままの議員定数配分で、人口がどんどん減っていき、それで格差がどんどん広がっていく。そういう何もしなかった場合のデメリットが分からないと、改革しないと駄目なのではないかという話の筋は、なかなか見えてこないのではないのでしょうか。

次に、今座長が言われた、知事との関係、県政のところについて触れていいのかというお話ですが、僕も触れたほうがいいと思います。実態調査をやっていくと、どうやって県議会、県議の人たちと話し合いとかをやっていきますかと聞くと、実は県議会よりも知事と首長との一対一対話で結構やっていますとか、そこに住民の方が少しですけど参加していますという、そういう言い方をされるのですよね。そうすると、これはやはり地方議会の話ではなくて、執行部の話になりますから、どうやって県議と基礎的自治体の議会の議員との新たなルート作りをするかという課題があるはず。そうした課題に持っていくことが大切だと思います。ですので、やはり踏み込んだ方がよいと思います。

金井座長

1点目にシミュレーションの問題です。今の定数のまま2045年になったら、一票の格差はどうなっているのかというシミュレーションは、人口予測ができていますので、定数と選挙区を全く変えなければどうなるというシミュレーションはできるとは思いますが、かなりギラギラした数字になるという気もしないわけではありません。逆に言うと、それくらい先を見込んでいかないと、目先の定数をちょっと是正しただけでは、問題の本質はずっと残るわけです。その意味では、シミュレーションは資料か何かで入れるというのは一つのアイデアだというように伺います。

2つ目は、やはり県政といいますか、県の執行部側との関連も入れる必要があるとすると、本当は市町村執行部、県の出先機関と県議会議員、市町村議会、いろんな複数のマトリックスといいますか、かなり複雑なアクターがいます。例えば、奈良県であれば、奈良モデルというのは、結局知事と市町村長のサミットで補完体制を組んでいくという仕組みで、議会はどこにあるのかよく分からない仕組みなのですが、それでも各市町村長が県知

事とパイプを持てばいいというのであれば、代替措置の話との関係で非常に重要な可能性を持つ。そして、これは県議会の地域代表の問題として、非常に大きな課題を投げかけているということでもあります。県の執行部と市町村の執行部の関係、県の出先機関と市町村の執行部の関係、さらにそこで県議会の選挙区の議員と選挙区の市町村、選挙区に係る県の出先機関、県の執行部のサイドというのは、本当は論じていかなければならないことだと思います。これは、人口減少にあるかどうかはともかく、多面的な組織がある中で、誰が何を代弁し、どういうルートでそれを行っていくのかということは、踏み込まなくては行けない。ただ、磯崎委員が最初におっしゃったとおり、あれもこれもと書いていたら、ますます議論が拡散するだけで、全然まとまらない可能性があります。しかし、理屈上は、今までの調査でも、市町村や地域のアクターは、県の執行部と直接にやりとりをしているという話は、非常に大きな投げかけではあるとは思いますが。そこらへんも次回に向けて、入れていかなければならないと思います。

原田委員

中身の話に入った後で申し訳ないのですが、中間とりまとめの形としては、書き下した文章の形を想定しているのでしょうか。それとも、先ほど磯崎委員が論点整理とおっしゃっていましたが、こういった資料2のような形を想定しているのでしょうか。

それとの関係で、最終取りまとめのときには、この中間取りまとめの文章がそのままスライドすることを想定しているのか、それとも、さらに追記するということを想定しているのでしょうか。

金井座長

事務局はどのようにイメージされていますか。

事務局（袖岡政策法務監）

まず、中間取りまとめについては、文章的な形のことをイメージしているところです。

また、最終報告については、中間取りまとめに後半の議論を追加することを想定していると申し上げたところでありますが、当然、前半部分の中間取りまとめとしてまとめていただくような部分についても、必要に応じて見直しや追加をするなどして、全体として最終報告という形で取りまとめをしていただければと思っています。

原田委員

役所でよくあるこの手のものは、事務局の方でいろいろ調べて資料を作っていくので、

中間取りまとめについて文章化することは比較的簡単だと思うのですが、この調査会は、むしろ委員が言ったことを中心にこれまで話を進めてきているので、中間取りまとめの段階で論理的に一貫した文章にするというのは、実際難しいのではないかと、あるいは文章化したとしても、発言した人の意図はそれぞれバラバラで、ちゃんと像を結ぶのかどうかというのが、やや微妙な気がします。場合によっては、先ほど磯崎委員の言葉にもありましたが、論点整理という形で、こういった意見がありましたということを中間取りまとめの段階では示すに留めてもいいのではないかと気がしました。

どうしても文章化しなければその先に進めないというわけでもないと思いますし、最終的にどういう制度を提案するかによって、前半の現状認識のところのトーンが大きく変わってくることも考えられますので、この時点で無理に文章化まで持っていかななくてもいいのではないかなと思いました。これが形式面に関する意見です。

そして中身の方ですが、既にいろいろ議論が出ているのですが、私は資料2の3ページの(2)に書かれている、この部分がまさに諮問されている中心だと考えています。その後ろの地域代表や代表性とは何かというのは、一般論としてはそうですが、これだけであれば、別に人口減少とは関係なく昔から言われていることで、むしろ調査会としては、3ページの(2)に書いてある内容について、もう少し膨らませなければ、諮問に対して答えたことになっていないのではないかと認識を持っています。

金井座長

文章化というのは、この資料2も文章にはなっているのですが、そういう意味ではなくて、1本のロジックが通った文章という意味ですね。つまり、とりあえず多様な意見の列挙として留めるという形にするか、それとも、もう少し1つのロジックとして集約しないといけないのではないかとということかと思います。現段階では、1つのトーンでいろんな発言を全部取り込んで、1つの文章、1つのシステムにするのではなくて、多様な多角的な観点を「○」という形で1つずつ書いています。相互にはひょっとすると繋がっているかどうか分からないけれども1つずつ書く。まずプロセスとしては、そういうものを論点整理的に出しておくというのも1つの方法ではないかというご提案をいただいたかなと思います。

それから、2つ目の方がより重要なことで、資料2の2(2)のところこそが、諮問事項の答えになるのではということでした。実質的には、資料2の2と3を受けて、最終報告では、3と4との間に定数や選挙区の在り方に関する答えが入るということで、2(2)に書いてある、人口減少社会における県議会の在り方、地域代表、さらには県の役割の変化の中で議会としてどういうことができるのかということ、3と4の間に移すこ

とになるのかもしれないなと思いながら聞いていました。

また、資料2の7ページの最終報告に向けた整理に書いてあることに答えるということも1つの問題ではないかなと思っています。

もう2の話にも大分入っておりますので、どこからでも構わないという気になってきました。ご意見いただければと思います。

高橋委員

2の(1)で、先ほど座長や磯崎委員からのご発言にもございましたが、この部分を県の役割として整理すると、県の役割といっても、おそらく複雑なファクターがあって、いろんな観点から書かなければいけないということになると思います。最後の「○」にありますが、「あらゆる分野において従来の社会のモデルが通用しない状況」というのはイメージ的には分かるのですけれども、そこを行政だけに限っていくのか、それともそれ以外の民間での在り方やモデルなども含めての状況を分析して、問題点を洗い出していくのか。しかし、そうすると余りにも壮大なテーマになってしまうというところもありますので、県の役割とする場合には、どの程度に収めるのかというのは、やはり議論しておく必要があるのではないかなと感じました。

金井座長

これは大変重要な問題です。つまり、ここでは2045年と書いてありますが、総務省の「自治体戦略2040」で言えば、2040年に向けてどういう自治体の在り方があり得るのかというのが大議論になっているわけで、そもそもその像もまだよく見えないという中で、この調査会で「自治体戦略2040」に相当するようなイメージ、例えば県と市町村の間の柔軟化みたいな話を議論しないといけないのかということでしょう。あるいは、圏域ガバナンスというものが出てきたら、従来の市町村とは違う単位が出てきて、都道府県議会の選挙区にも影響するのではないかと。要は郡のような関係です。府県制自体がまさに郡を前提にするものだったのですが、圏域ガバナンスを前提にするとなったら、県が変わる可能性がある。そもそもそういう方向が全然見えていないときに、県の将来のイメージもよく分からない。

そもそも、将来のそういったイメージを考えるのが県議会の仕事だろうという気もします。そこまでは我々では考えようもなく、考える土俵だけつくれば良いということもあるでしょう。今日は谷口委員がいらっしゃらないのですが、基本的に谷口委員がおっしゃっているのは、政策判断のオプションを出すだけであって、調査会があまりに踏み込むと、まさにそれ自体極めて重大な政策判断、制度判断をするということになるということでした。

よう。これはなかなか難しい気もしますが、しかし、連立方程式じゃないですが、県の在り方が決まらなると、県議会や選挙区・定数も決まらなるといふ話になります。

そういった県の在り方を考えるべき県議会を、今どう作るのかということが問題だとすると、調査会としては、県の在り方は県議会で考えてくださいということでもとめるということになるのかもしれないですね。そうすると、県の役割はよく分からないけれど、それを考えるのが県議会の役割だといふ、そういう一種の丸投げ的な処理にならざるを得ないということでしょうか。これはなかなか難しい問題だなと思っております。そうするとまた全然収拾がつかないですね。

加藤委員

30年後の県の役割といふと、余りにもテーマ設定が大きすぎるのではないのでしょうか。

素人的に考えると、30年後に三重県が県として存立しているのか、現在の都道府県制は、30年後に多分変わっているのではないかと思います。現在の都道府県制が30年後に維持されているとは思えなくて、やはり、あまりにも大きくテーマ設定をするとまずいのではないのでしょうか。

そうすると、調査会としては、現実には持っているデータとして人口が減るといふ、そういうところを念頭においたうえで、県政の在りようが変わるのではないですか、そうしたところぐらいしか触れられないのではないかなと思っております。

金井座長

ちなみに、道州制でいふと、三重県はいつも道州制論のネックと言われていて、東海か近畿のどちらに入るか決まらなから、道州制が決まらなるといふ議論がよくありますね。東海か近畿かといふ線引き問題を、福井とかと並んでいつも生み出す、非常に重要な道州制の成否に関わるエリアなんですけど、とにかく将来の自治体の在り方が全然見通せない状況にあるということでしょう。

しかも、それを我々が判断するといふことはあり得ないといふことで、おっしゃるとおり、客観的な三重県区域といふ空間の中で人口の変化がどう生じるかといふことは言えるけれども、それによって行政の役割がどう変わるのかといふことは、それこそ県議会が決めるものであるといふ話だとすると、客観的に予想される高齢化や人口移動などそういうことを言っ、あとは県知事と県議会と考えてくれといふふうに言うしかないといふのは、この調査会の立場としてはあり得るかもしれないということですね。

一方で、県の役割を決めなかつたら県議会の役割も決まらなだろうといふ気もして、しかし、県の役割を決めるのが県議会の役割だとするならば、まずそちらを決めるのが先

じゃないかという、鶏と卵の関係かもしれない。なかなか厄介ですね。

磯崎委員

確かにあんまり大展開はできないかなとは思いますが。特に、2の(1)の4つ目の「○」のところですね。ただ、どういう分野において、どういう県の役割が大事になるのか。これは例示であってもやはり出した方がいいのではないのでしょうか。

そういう意味では、例えばですが、ここにもありますが、医療・介護の基盤を整えるということ。これは人手不足も問題になると思います。先ほど座長もおっしゃった病院の問題というのは、やはり県の役割が大きいと思います。それから産業・雇用の課題。これがないと、人口減少には立ち向かえないということで、そういうメインになるような課題を取り上げ、そして、その課題に対しては、県の役割が非常に重要になってくるということではないのでしょうか。そして、その次に県議会が何をするのかというのは、次の3などに書くこととして、そういう力点を、例示的でも結構だと思うのですが、挙げてみたらどうかと思います。

大橋委員

人口減少・地方創生時代における県の役割というのは、何か三重県で作っていたのではないのですか。総合戦略や計画ですね。

事務局（袖岡政策法務監）

地方創生に関する計画としましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略がありますし、現在、県の行動計画を三重県議会においても議論している状況でして、また、その行動計画が次期の地方創生に関する計画にもなっているということです。

大橋委員

要するに、県議会では、県の役割というものに関して現在検討しているということでしょう。経過はよくわかりませんが、2019年度までの計画があったのですよね。

つまり、この新しい時代、人口減少時代における県の役割として、どういった政策を行っていくのだという、総合計画的なものを検討しているということでしょう。

事務局（袖岡政策法務監）

おっしゃるとおり、そういうことを執行部の方で策定しておりまして、そこでは三重県としてどういったことをやっていくのか、ということをやっています。それについて、

現在、議会の方で審議をし、議決をして、それがまさに計画になるということです。ただ、それは執行部の方が何をやるのかという計画ですので、県議会がどういう役割を担うのかというところまで言えるのかは、また別だと考えております。

大橋委員

執行部とか議会とかは別として、三重県としてどうあるべきかということでしょう。三重県として、例えば、医療政策についてどういうことをするとか、こういう施策をしようということを検討しているという、そういう理解で良いですか。

金井座長

正確には事務局でお答えした方がいいと思いますが、まず県の執行機関として何らかのプランがある。ですので、少なくとも現在執行機関としてのプランが決定されているので、調査会としては、それを前提に役割というのを書くというのは1つの方法だと思います。また、執行機関が出したプランについて議会で議決事件になっていけば、執行機関のプランではなくて、団体としての三重県のプランになっているわけですから、県議会も含めてフィックスした1つの役割のイメージとして、それを前提に議論はできるかもしれません。

ただ、計画が5年とか10年くらいだと、ここでの議論の射程からするとかなり短いという可能性はあります。逆に言えば、だからこそ、その先を考えていくというのが議会の仕事だともいえます。ただ、当面は、フィックスされている県の役割を前提に書くことは、できそうな気がしてきました。

おそらく、総合計画は議決事件になっていますよね。

事務局（湯浅事務局長）

三重県では、総合計画は議決事件としております。また、その計画の下にあります4か年の行動計画も議決事件としておりまして、現在議会で、来年度からの行動計画について審議中でございます。ですので、総合計画の方で、県の役割としてどういうふうに執行部が考えているかということも記載されているところです。

金井座長

それは何年の計画ですか。

事務局（畑中次長）

概ね10年となっています。

金井座長

ということは、2030年ぐらいまでの役割についてのイメージを作っているということでしょうか。

事務局（枅屋企画法務課長）

令和2年度から4年間の行動計画を現在作っておりまして、それが第3次の行動計画となりますので、全体としては12年間の総合計画となっています。総合計画は、みえ県民力ビジョンというのですが、それが8年過ぎたところでございます。

金井座長

つまり、12年のうちの8年を過ぎた、あと4年くらい先の県の役割についてフィックスした計画はありそうだということでしょうか。逆にいうと、4年先以降のものはないということでしょうか。

事務局（湯浅事務局長）

説明があいまいで申し訳ございません。「みえ県民力ビジョン」と呼ばれる現在の総合計画が、現知事が就任しました折に、概ね10年先を目標にという形で定められました。現在知事が3期目の1年目が過ぎたところでございまして、これまで第2次行動計画まで、4か年掛ける2回やってきて、現在第3次行動計画の策定中です。

金井座長

ありがとうございます。ある程度は役割について書けないわけではないということが分かりました。それを調査会として盛り込んでいく、総合計画における県の役割について抜き出して、我々の前提として、少なくとも県ではそういうフィックスされた計画はあるということを行うことはできると思います。

磯崎委員

5ページの「代表性について」の一番上のところに、「都道府県議会議員の選挙区は、市の区域・隣接する町村の区域の単位を原則としており、また選挙区において選挙すべき議員の数は、人口比例を原則としている」とありますが、これはもう少し丁寧に書いて、そこから問題設定をした方がいいのではないかと思います。ここでも公選法15条1項と8項が出ています。15条8項では、都道府県議会議員の選挙区は、基本的には人口比例で

設定しなさい、ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる、となっています。

我々は、おそらく実定法を守らなくていいということにはならないと思いますので、公職選挙法に即して、特別の事情とは何なのか、それから、地域間の均衡とはどのようなものがあるのか、これを具体化する必要があるのではないかと思います。

そういう意味で見ると、少し代表性の概念に縛られてる感じもしまして、もう少し実質的な、特別の事情、地域間の均衡というのがどういうものが当たるのか。例えば、経済力とか、過疎の度合いとか、高齢化の進展状況とか、いろいろあろうかと思います。判例の中でもあまり具体的にはありませんので、そうしたものを最終報告に向けてこれから検討するのだと、書いてはどうでしょうか。実は7ページの真ん中ぐらいにも出てはいるのですが、まず論点の設定として、実定法の条文を、キチッと挙げてはどうかということです。

金井座長

そうした法的側面という話の中で、現行法で何ができるのかということについて、あるいは、何が書いていて何が書いていないのかということは、もっと詳しく書いておかないといけないということはあろうかと思います。

ただ同時に、あまり具体的な答えを導く方向に行くと、それは最終的な答えの方向になってしまうのです。現段階ではいろいろと皆さんの幅広い議論があった中ですので、いきなり答えにズバッといくような解釈論を極めるというよりは、ややその前提となる幅広い観点で書いていくということでしょうか。

逆に言えば、解釈論に落としていくと、地域間の均衡というのは、実は均衡の意味として、いろんな政治・社会・行政の様々な側面があり得ることでしょう。あるいは、ジェンダーの問題もあるでしょう。いろんな意見が出てきたということも含めて、考えるべきだということで、やや幅広になるとと思いますが。

また、公選法のどういう規定が、どうしてそういう趣旨になっているのかということも含めて考えていかないといけないと思います。その場合は、公選法の改正で郡市選挙区制を止めたこと、もっと言えば、府県制時代に郡市選挙区制をとっていたという意味は、まさに市町村と郡の関係からきているわけで、簡単にいうと、県政そのものが市町村や郡との関係が深い。そういう沿革もいろいろ書いていくと、厄介なことでありますが、本当はそういうのを踏まえた方が良いでしょうというご指摘だと思います。

それからもう1つは、最後の答えは、現行法の中で結論を出すというのはそのとおりなのですが、場合によっては、県議会として法改正を求めるという提案もあり得るので、必ずしも、現行法でできないということから思考停止する必要はないでしょう。法改正要望

というのも県議会や自治体の非常に重要な仕事でありますので、原田委員がおっしゃっていましたが、三重県を1つの選挙区にすることは現行法では多分無理だろうという解釈論があったとしても、仮に全県1区にした方が妥当だという判断があるならば、法改正してくれという要望には繋がると思います。それは結局、県議会ではすぐには対処できませんという話になってしまうのですが、そういう法改正も含めるということはある程度と考えています。

実際に、まさに郡市単位の選挙区制が改正されたのは、都道府県側からの要求があったわけで、現行法でできないことを改正していただくだけの力というのは、都道府県議会にはあるわけです。そういう意味では必ずしも現行法に縛られる必要はないでしょう。

ただ、現行法でできないことを提案して違法と言われるのは避けたいというのはおっしゃるとおりであります。法律の問題はちゃんと書いていかないといけないと思っておりますので、公職選挙法の規定をもう少し膨らませたほうがいい、沿革なども含めてしっかりと書いた方がいいということは、そのとおりでしょう。これは総務省とかは得意にしていますけれど、自治体の方で公選法の沿革など、どこまで情報があるのかという点で非常に苦しいとは思いますが、ぜひ何とか頑張ってお書いていただければと思います。

事務局（袖岡政策法務監）

今お話のございました公選法15条8項では、本文で人口比例原則が求められており、ただし書きで特別の実情というのが書かれています。思っていたのは、線引きは難しいのですが、後半の諮問事項として選挙区や定数の在り方についてご議論いただく中で、どちらかといいますと、特別の事情というのは後半で主にご議論いただくものかなと思っておりました。それで、中間とりまとめの骨子としては、公選法15条8項の本文は、5ページの方に書かせていただいて、15条8項のただし書きは、7ページの最終報告に向けた整理のところ書かせていただいておりました。どのように書くのかについては、また相談させていただきたいと思っております。

金井座長

先送りしても、いずれにせよこの問題には答えなければならないことなので、できるだけ早めに調べて、中間とりまとめに入れられたら入れたほうがいいでしょう。少なくとも、どういう条文があって、どういう趣旨で、どう変わってきた、ということは押さえていかないと、今後に繋がらないので、あまり最終報告に取っておかないで書けるものは書いてしまった方がいいとは思っています。書ききれない場合はともかくとして、現行法の中身とその解説くらいは書いた後、重要な判例というのは書いた方がいいのではないかと思います。

原田委員

今回のペーパーを見ますと、全体としてのトーンは、多元的な代表を目指すべきであるというようなゴールになっていて、これが委員の総意だとするならば、それが結論だという方向で話を集約させたほうが、論点が拡散しなくていいと思います。ですので、意見としてそうではないということであれば、この時点でそうではないとおっしゃっていただいた方が、論点が明確化するという意味で良いのかなと思いました。

金井座長

磯崎委員は、最初から集約できたら集約する方向でいきたいということで、原田委員は、どちらかと言えば、いろんな意見がバラバラとあるのではないかという話でありました。ただ、トーンを見ると、率直に言って今までの様々なお発言は、多様な利害を代弁するということが大事である、地域代表だけではないのではないかと、というのが比較的多く意見出たので、こういうトーンになっているのではないかとはいえます。皆さまの感触はどうでしょうか。

加藤委員

多様な代表というと、たしかに当たり障りはいいのですが、やはり場合分けをしなければならず、地方議会議員の被選挙権、選挙権として絶対崩してはいけない前提があります。そうすると、例えば、外国人のこととなると地方参政権の問題になりますから、そうすると現行法では無理ですよ。また、職業とか業種、世帯構成なども含めた形での代表性というのは、やはり地方議会ではできないですよ。公式のルートとしては。

ところが、非公式のルートであるならば、例えば外国人では、川崎市がやってる外国人会議のような、違う形、ルートで意見を反映させる場を検討しなさいということはいえると思います。

もう1つは、どうしても実現してほしいと思いますが、女性の政治参加ですね。ただ、だからといって女性が立候補しやすいような積極的な施策を打ち出すことができるかという、かなり厄介な問題になりますよね。そうすると、地方議会の議員ではないけれども、女性の声をきちんと地方政治に反映させることができるような、別の仕組みを作ることができないのかなど、そういう話になると思うのです。多様な代表性が必要だというのは、これはたぶん皆さんも共通認識は持っていると思います。ここには書いてない障がい者の方の利益代表も考えなければならぬと思います。

ところが、こうしたことを選挙制度と絡めてしまうと、結構大変です。選挙権のところ

で、アファーマティブアクションは作れないのですね。そう言う中でどう書くのかということだと思えます。

大橋委員

今の問題は、結局、議会における議決が多様な意見を考慮したうえでなされるかどうかという問題があって、それは議員が多様性をもっていれば行われるけれども、それらは必ずしも連続するものではないわけですよ。

つまり、多様な意見を考慮したうえでの議決と、多様な議員を選出するということが、必ずしも直接的につながるわけではないということからすれば、少し考えることができるのかなという気がします。

金井座長

議論の中で多様な利害をどういうふうに反映したらいいのかというときに、それが直ちに制度的な対策に結びつくかどうかといいますか、制度で強制できるものなのかどうかという話には一段階ジャンプがありますから、結論はあまり早くいう必要はないと思います。

政治学的な現状でむしろ問題なのは、選挙制度はともかくとして、例えば、実態として男性が多いとか、実態として高齢者が多いとか、実態として給与所得者が少ないということがあります。ただ、だからといって、制度的に何か手当ができるのか、また手当すべきなのかということには、直ちにはいかないわけですが、現状の制度は一見すると中立的けれども、結果的にはそういうかたよりを持っている。

ただし、男性の議員が女性のことを考えていないのかどうかというのは、また別の問題なわけで、それこそ全体の代表というのはそういうことですね。自分が仮にある特定の属性だとしても、それにこだわったら駄目だということです。とはいえ、これは規範論で、その規範が実態なのかという問題はあります。しかも、それは制度で手当できないとするならば、どうなるかということがあります。

外国人の問題はおっしゃるとおりで、現行の地方自治法、公選法ではできないということになりますけれども、中長期的な課題としては、地方参政権は法律マターであるということで、違憲だとは言われていないのですね。すぐどうこうする話ではないのですが、それをどう考えるのかというのは、ある意味、現行法でできないということが直ちにその問題は考えなくてよいという話にはならないということになるでしょう。逆に言うと、どういう手段があるのかというときに、それは選挙ではない形かもしれないし、地方参政権という問題かもしれないしという、いろんなロジックがあると思います。

けれども、多様なものを大事だという前提がないとその次の議論の前提すら始まらないということだと思います。

そして、様々な多様性の中で、やはり特に出てきたのが男女の問題でしょう。いわゆるパリティ法ですね。候補者男女均等努力法（政治分野における男女共同参画の推進に関する法律）の中では、一応努力するということまでは県議会に課されているわけですが、県議会は選ばれる側ですから、選ばれる側に平等にしろと言われてもどうしようもない。候補者を擁立する側、政党がしっかりと男女の候補者を擁立せよということでしょうか。さらに言えば、パリティを実現しやすくするのは、拘束名簿式比例代表制だというのははっきりしてるわけですから、明らかに制度的なことが影響していると言わざるを得ないわけですね。小選挙区制だと、どちらかを選ぶしかないということになりますから。

そういう意味では、制度で作れるものではないけれど、制度が「あるもの」を生み出してるのも事実だという意味では、いろんな観点を考えて制度を考えないといけない。ただ、最終的にそれがどういう形になっていくのか。ここまでは選挙制度で、それ以外のところは別のインフォーマルな方法でやるべきだという仕分けになっていくことがあるのだろうとは思っています。

ただ、問題は、原田委員がおっしゃたように、多様なものを重視するのか、それからその中で特に何を重視するのかというのは、この研究会としてある程度方向が出れば、その方向で考えていくということになるのかなと思います。

皆さんの率直なご見解いただければなと思います。

磯崎委員

多様な県民の代表というのはとても大事だと思います。ただ、加藤委員もおっしゃったように、この調査会自体で、立法論を含めて、制度設計、選挙制度を変えるというのは、なかなかそこまで検討が及ばないのではないかと思います。また、諮問もそこに主軸があるのではないというふうに思います。

そういった中で、7ページが一番下に少し要素が書いてありますが、前回発言した記憶もありますが、多元的な利害を反映するために議会以外での代替的な代表の手法はあるか、という部分をもう少し書き込んでほしいと思います。少なくとも最終報告までに何かアイデアを出せると、他の都道府県に対する波及効果もあるのではないかと思います。

ここでいう代替的な代表ですけれども、前回も言ったような気がしますが、1つは、議員としては無理であったとすると、例えば準議員のようなものが想定できないでしょうか。議論には参加するが議決権は持っていないというような議会のメンバーというものを作れないか。もう1つは、議会は議会としてやはり選挙で選ばれた公選職として、同じ制度

のもとで選ばれた議員でないとメンバーシップに欠けるということであれば、例えば市町村代表者会議、これは首長や議長など市町村議会の互選などによって市町村代表を出してもらおうということで、地域的格差を是正できないか。人口比例では地域的に十分代表できない人の声を聞くという意味で、議会付置の会議として、市町村代表者会議、あるいは、先ほど出てきた外国人会議、女性参画推進会議など、第2議会とまでいうと言いすぎかもしれませんが、議決権は持てないと思うのですが、そういう意見聴取、意見を議論し合うようなもう1つのアリーナ、フォーラムといったものを作ることはあり得るのではないかなと思うのです。そういう種を、中間とりまとめの中にも少し入れていただけないかという提案です。

加藤委員

先ほどは舌足らずで申し訳なかったのですが、もし紙で書くとするならば、事務局に覚えてもらいたい言葉があります。憲法学で民主主義論をやるときに、選挙で一票の格差云々と議論しますよね。そのときに、デモクラシーというのは選挙のことだということで、そこに全部が収斂化して、これがうまくいけば世の中うまくいくのだとは、憲法学者は考えないです。憲法学では、民主主義のルートから漏れてしまう少数派の人々への配慮、この視点を必ず置くのですよね。これが基本的人権論です。

おそらくは、今の言われている多元的な代表性というのは、基本の選挙制度の中では漏れてしまうような人たちというのがたくさんいるわけですし、別に三重県ではということではないのですが、実態としては女性議員が少ないということで女性の問題、ジェンダーフリーということ言えば、女性に限らず考えた方がいいと思いますが、また外国人、障がい者の人の問題、こういう人たちの政治的参加権の保障なのですよね。それを県議会が引き受けることができるのかというのが、おそらくは県議会の今後30年、あるいは5年、10年で描かなければならない新しい議会像なのではないかなという気がします。それは議員ということにしないでいいわけで、その方たちの意思を確実に受けとめるということです。私は、そういうことを考えています。

あともう1つは、せっきやく地方自治法が改正されたのだから、地方自治法の115条の2、この規定をきちっと受けとめた方がいいでしょう。今までにない規定ができたわけで、例えば115条の2の主語は、普通地方公共団体の議会となっていて、議会は、会議において予算等々について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験者等から意見を聞くことができるとありますので、これをきちんとしたものとして制度設計したらいいかと思っています。また、同条2項では、同じように、普通地方公共団体の議会は、調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めることができるとあります。

従来の100条委員会のような厳格な話ではなくて、かなり大きな調査権というものが保障されて、それぞれの人たちがそこで意見を入れるような機会が法改正でできたわけですから、こういうものをもっと積極的に利用されたいかがでしょうか。

この調査会も、地方自治法の改正もあり、三重県議会基本条例に規定されたわけでしょう。だから、やはり新しい地方自治法に即した格好で、県議会の新しい構成を考えるのがよろしいのではないかと考えておきます。

金井座長

多様なということと併せて、少数派の意見をどういうふうに配慮できるのかということでもあります。これは議会に非常に大きく投げかけられた問いです。多数決原理ですと、こういった規定があるのに、それはほとんどセレモニーであって、あとは多数決で多数派さえ押さえてしまえばという運用がされがちなので、なかなか少数派の意見が出にくいということがあります。

実は地域代表という概念も、多数・少数という意味で言えば、おそらく南部地域が今後構造的な少数派になるということでしょう。つまり、全員が地域代表だったら、大都市部の地域代表と称する議員多数派が県議会を仕切っていくということになるわけで、そういう意味では、地域代表かどうか、南部の代表か北部の代表かではなくて、構造的少数派の問題という意味で、多様性というよりも、リベラルデモクラシー全体を問われているということでしょう。マジョリタリアンデモクラシーの場合には、どうしても少数派を無視し得るということです。憲法学をはじめとして、リベラルデモクラシーは必ずしもそれを是としないという中において、地域代表の問題も、構造的少数の地域代表の問題と捉え直すとなると、単なる多様な利害関心の代表、という話にはならないでしょう。

ただ、それがどういうふうに、多数決原理が支配する議会のもとで実効的に可能なのかどうかという問題があります。現状では地方自治法115の2条は飾り物になっているということを考えて、これをどうやって、県議会として実際に使っていけるのか、制度保障ができるのかというのは、たぶんかなり大きな問題だろうと思っています。それも含めてまとめなければと思います。

事務局（袖岡政策法務監）

三重県議会における公聴会や参考人招致の実績についてご説明させていただきたいと思います。第1回調査会の資料2として、水色の冊子をお配りしていますが、その中に記載をしています。公聴会としましては、行政部門別常任委員会の方で、平成20年と21年に実績がございます。参考人につきましては、毎年招致している状況でして、委員会にお

いて学識経験者などを参考人として招致しております。過去ですと、年間30名、40名くらいの年もありますし、最近では、平成29年ですと13名を招致しております。そのほか、一桁の人数の場合もありますけれども、実績としてはやらせていただいているところです。

金井座長

そういう意味では使ってはきているということでしょうか。それをどう考えていくのかというのが1つのテーマだと思います。

岩崎委員

調査会の名前が「選挙区及び定数に関する在り方調査会」で、その中間取りまとめというものの初心に帰ると、私はこの参考資料1に出ているいろんな論点が、今日の資料2よりも非常に分かりやすいと思います。まっすぐに論点が出ていて、先ほど原田委員からご質問のあった、中間取りまとめというのは文章になるのか、論点整理となるのかということと関係しますが、いろんな論点がこれだけありますということでしょう。

また、例えば、先ほどの議会の多元性というところでは、それが論点ですよねとしたうえで、だけど議会運営としてはいろんな意見を聞く場もありますというような記述を入れたりするなど、論点を出して、それに対して回答ができるものは回答を書くということではどうでしょうか。あくまでも、こういう論点がありますというふうに書いていった方が分かりやすい気がします。

また、例えば、先ほどの県の役割ということについても、参考資料1の左の真ん中に、市町の役割の補完など広域自治体として果たすべき役割の増加とありまして、県の役割がどのようなものかということまではいかなくても、ここに書いてあるわけです。これまでに県議会に代表される民意や利益が違っているのではないかとか、市町議会との関係がどうなるかとか、そういうところも書いてあります。

私はどちらかというところ、この参考資料1に書いてあるいろんな論点を生かしながら、書いたほうがいいかなという気がしています。そちらの方がすんなり分かります。そういう中で、磯崎委員がおっしゃったように法的な根拠がこうであるというようなことは入れていったらいいと思います。

今回の資料2の方は、少しバリュージャッジメントが入っていて、それに引きずられている感があるような気がします。それよりも、少しまっすぐに論点を出していった方がいいかなと思っています。そうした後で、それじゃあどうするというのを最終報告で答えていくとした方が良くと思います。

誰に対してこの報告書を出すのかということ、議会に対して出すのでしょうか。そうする

と、議員の方々も、こういう論点があるというのは分かっているとしても、明白にそれを共有することができれば、今後の在り方を考えていくことに繋がるような気がするので、あんまり凝らずに、まっすぐ論点を出す方がいいのかなと、繰り返しになりますがそう思っています。

金井座長

参考資料1に盛りだくさんの中身が書いてありますので、これをもとに、その中身を資料1の方にどんどん埋め込んでいって、そのまま出してしまうということも1つの対応としてあると思います。

その意味で、まだ絞り切れないという意味では、やはり1つの方向に絞るというよりは、せっかくいろいろ議論が出たんですから、こういう論点がありますということを、まずはそのまま書いておくというのが、中間の取りまとめなのか、論点整理なのか、論点出しなのかはともかくとして、そういうことになるのかなという感じであります。

岩崎委員

やはり、問題点を共有するっていうのが重要かなと思います。

金井座長

課題の共有ということですね。

原田委員

私も岩崎委員と同じ意見で、中間取りまとめの段階では論点を出すということで十分なのではないかと考えております。

先ほど多元的な代表というふうに申し上げたのは、その先にどういう方向で議論すべきかということで申し上げたものでして、中間取りまとめの段階でその方向で書くべきだという趣旨ではないということを先に申し上げておきたいと思います。

それで、今のご意見を伺っていて、まず1つ思いましたのは、先ほど座長も申し上げていましたが、地域代表でないオプションということを強調するということが必要かなと思いました。それは、南北という人口の不均衡というのが今後も続くと考えたら、選挙区や定数を考えるうえで、地域代表にこだわっているとどうしようもないということですので、そこは、地域代表ではない多元的な代表であるということは、全体のトーンとしては一致しているのかなという印象を持ちました。

それから、補完の方ですが、これは諮問に対する答申の範囲に入っているのか微妙です

が、確かに、議会に様々な民意を代表させるという点で、選挙というのは公式ではあるが1つのチャンネルでしかないということですので、立法提案まで含めて考えるのであれば、例えば議会の附属機関のような形で、明確に、第2議会とまでいうかどうかは別として、議会の議員としてはなかなか出てこないような意見を言えるようなものを作る。しかし、それはあくまでも議会の附属機関なので、最終的には議会の責任、議会の政治的な判断によって決めるというところは維持しつつ、しかし多元的な意見は聞いていますというような形をとることは十分考えられるのではないのでしょうか。

従来それは、首長部局、執行部がそういうことを繰り返してきて、それが逆に言うところと議会の民主的な正統性を縮めてきているわけですが、逆に議会は議会でそういう附属機関で、きちんと制度化した形で多元的な民意を我々も反映していますよということを示せば、議会の新しい役割として、議会の意味を再定義できるのかなという気がしました。

金井座長

三重県の解釈では、議会にも附属機関を置けるという解釈ですので、実は原田委員のおっしゃっていることは、三重県の法解釈の下ではあり得るものです。総務省が納得するかどうかは分かりませんが、一応可能であるということで、そういう方向で検討することもできるかなと思っています。

ということで、おそらく今回は中間取りまとめといいますか、論点出しとして、こういう論点があるということをもみんなで共有して提示するということになるのでしょうか。

最終的な報告書に向けては何か絞り込みをしないといけないとは思いますが、現状で絞り込めるのかと言われると、まだ時期尚早ということでもあります。

参考資料1でたくさん出ている話と今日の議論も含めて、中間取りまとめとしての論点出し、論点整理、論点メモみたいなものを作っていくことになろうかなと思います。

大分時間も経って参りましたが、いかがでしょうか。

高橋委員

各論に戻りますが、3ページのところに、「広域自治体としての役割が変化」とあって、その後の「垂直補完」の意味は当然分かるのですが、「水平補完」というのは、どういうイメージなのでしょう。県同士、例えば、隣接の県との補完関係を念頭に置かれているのかどうか、その辺を確認したいです。

金井座長

事務局から何かございますか。

事務局（袖岡政策法務監）

市町同士が補完し合うような場合に、広域自治体として何らかの役割を担う場合もあるのではないかと考えております。

高橋委員

市であればそれは基礎的自治体であって、広域自治体とは通常言わないのではないですか。

事務局（袖岡政策法務監）

ここで言う広域自治体は県という意味で、市町同士で水平補完をしていただくような場合に、そこに対して広域自治体である県として、何らかの役割を、それまでの役割は若干違うような役割というのが発生するのか、もしくは何らかの役割がなくなるのかということもあり得るのかということでございます。

高橋委員

県が主体ということではないということですね。

事務局（袖岡政策法務監）

市町が補完し合う中で、それに対する県としての役割が変わってくるということです。

高橋委員

それはもう少ししっかり書かないと、結局どこまでを想定されてるのかというのがよく分からなくなってしまうので、明確にした方が良いでしょう。

金井座長

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

いろいろご意見をいただいたということで、事務局が想定していたような形で、1、2、3、4と議論して、それに意見を加えてという話にはどうもならなさそうであります。次回の資料が大変で、宿題がたくさん出てしまったということです。

基本的には、1つの方向性を出すというよりは、出された論点を共有して、まずは最終報告に向けての答えを出すための前提を示すということでしょう。中間取りまとめとして作成したものが、最終報告の原案にそのまま滑り込むという形よりは、むしろ論点出しと

いう形になるのではないかという感触でした。そういう方向で、いろんな意見や論点を漏れなく書いておくということが、将来に繋がるということでしょう。次回に向けて事務局が大変ですが、考えていかないといけないので、そのように進めていきたいと思います。

最後に、事項書の3その他であります。次回の調査会の進め方等についてご協議いただきたいと思います。

次回の調査会の日程は、皆さんの都合も踏まえ、2月18日の火曜日の10時からということにしたいと思ひ、場所は都道府県会館ですが、よろしいですか。正式には後日通知したいと思ひますが、2月18日火曜日10時ということで、ご予約をいただければと思ひます。

次回の調査会では、当初事務局は中間取りまとめ案ということ想定していましたが、名称も変えたほうがいいのかもしいですね。論点まとめとか、論点整理とかですかね、そういう論点共有というか、そういうものになるかと思ひます。また、そのためにはあらかじめ案をお示し、事前に送付できれば一番いいのです。事務局がどこまでできるか分からないのですけれども、とにかく次回案を示して、皆さんからご意見をいただいてまとめていくということになります。事務局は、段取り的にはどうですか。

事務局（袖岡政策法務監）

次回までに、おっしゃったような形で、論点を網羅するようなイメージの報告書といひましようか、とりまとめといひましようか、そういうものをお作りする形で、できるだけ早い段階で、委員の皆さまにはお示しをさせていただいて、次回の会議の方に臨みたい思ひっています。

金井座長

会議の前に皆さんに事前送付したいということでしょうか。

事務局（袖岡政策法務監）

できるだけ早くお示ししたいと思ひます。

金井座長

できればそれが本当に望ましいでしょう。そうしないと、次回だけで決めるとなると、座長預かりになって、預かりようのない預かりものをもらっても困ってしまひますので。なるべく皆さんの意見として、書くべきことは書いてあるというところまで持っていければと思ひます。ぜひ、皆さまが事前に案を見て、追加や修正などを早めに意見を言ってい

ただけるとありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます

本日ご協議をいただく事項は以上ですが、委員の方から何かございますでしょうか。よろしいですか。事務局からはいかがでしょうか。

事務局（袖岡政策法務監）

特にございません。

金井座長

それでは第4回調査会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。